消費生活だより
～くらしの危険～

実在する事業者をかたり未納料金を請求する詐欺に注意

大手通信会社グループの事業者を名乗り「1 年間電話料金が未払いになっている。支払わなければ法的手続きを取る。守秘義務があるので誰にも話さないように」と電話があった。コンビニで電子マネーを購入するように言われ、店員に聞かれた場合は「自分で使う」と答えるよう指示され、30 万円分の電子マネーを購入し番号を教えた。翌日も電話があり、5 万円分の電子マネーを購入し番号を教えた。その後も追加で 50 万円分購入するようにと電話があり、おかしいと思った（80 歳代）

- ●実在する事業者を名乗り、身に覚えのない未納料金を請求される電話があっても、言われるまま支払ってはいけません。知らない番号や非通知からの電話は「出ない」「話を聞かない」「かけ直さない」ようにしましょう。
- ●コンビニ等で電子マネーを購入するように指示し、番号を教えさせる方法はすべて詐欺です。
- ●不明な点がある場合は、実在する事業者の正式な問い合わせ窓口を家族や周りの人とともに調べて、問い合わせてください。
- ●心配なときは、消費生活相談窓口や最寄りの警察等にご相談ください。
  （警察相談専用電話「＃９１１０」番）

３月の消費生活相談（専門相談員による面談）

西濃６町のどこでも相談ができます（予約優先）。各会場とも午前 10 時～正午、午後１時～３時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	３/５（水）、19（水）	☎22-1152
	QR コードからも予約できます	
関ケ原町	３/12(水)、26（水）	☎43-0070
養老町	３/３(月)、17(月)	☎32-1108
神戸町	３/10(月)、25(火)	☎27-3111
輪之内町	３/６(木)、21(金)	☎68-0185
安八町	３/13(木)、27(木)	☎64-3111

問　企画調整課　生活安全係　☎22-1152